

ろうむ広報 (7・8月号)

Okajima Certified Social Insurance Labour Consultant Office

[今月の予定]

- ・ 8月6日……………名古屋商工会議所サマーコンサート
- ・ 8月20日……………社会保険労務士試験
- ・ 8月21日……………賃金制度設計セミナー

健康保険高齢受給者基準収入額適用申請について

70才以上75歳未満の被保険者被扶養者には「健康保険高齢受給者証」が交付されています。

「健康保険高齢受給者証」は被保険者・被扶養者が70歳に達したときに個人単位で交付されます。この受給者証には医療機関の窓口での個人負担割合が記載されています。

被保険者・被扶養者の負担割合は2割（一般）一定以上の所得者は3割となっています。[平成21年3月31日までは1割]

一定以上の所得者とは

- ①70歳以上の被保険者で標準報酬月額が28万円以上の入
- ②上記①の被扶養者で70歳以上の入です。

上記①の標準報酬月額28万円以上の現役並み所得のある70歳以上の被保険者とその被扶養者の負担割合は3割ですが、前々年収入が以下の基準に該当する場合は1割に減額されます。

- ①自己負担及び高額療養費の基準収入額＝被扶養者のある人520(単身者383)万円未満
- ②高額療養費の2年間の特例措置＝被扶養者のある人520～621(単身者383～484)万円未満(18年度税制改正に伴う平成18年8月から2年間の特別措置(70才以上の方))

上記の減額を受ける場合は高齢受給者基準収入額適用申請を提出します。なかなか理解しにくくなってきました。8月7日までに提出です。



夏季における労働災害防止の徹底を！～8月は特に注意を～

愛知県下の平成20年の死亡災害は、年の初めから減少傾向を示していましたが、5月、6月に前年同期に比べて大きく増加し、7月15日現在の死亡者数は30人と前年同期に比べ2名上回り、増加に転じました。

また、昨年8月は、死亡者数が13人と、昨年1年間の中でも最も多発した月であり、このことを併せ見ますと、特に、今月の死亡災害多発が強く懸念されます。

昨年8月には屋外作業で50歳代、60歳代の男性作業者が熱中症にり患、また、クーラー室外機点検作業における明かり窓踏み抜きによる墜落等夏季に係る災害も少なからず発生しているほか、連休明け後の貨物自動車に追突等の交通労働災害も発生しております。

8月は、暑さのための体調管理等に充分留意する必要があるほか、夏季休暇期間を利用した定期修理等、通常行われない非常作業が多くなる時期でもあり、各

事業場・職場では特別な配慮が必要となります。

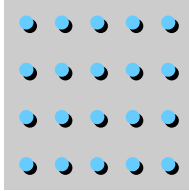
事業者の皆様におかれましては、職員の健康管理に万全を期され、また、作業前点検の実施、作業手順の遵守、非常作業における安全確認を行われるとともに、機械設備の安全対策、作業方法の適正化、労働者の不安全行動対策等の徹底をされるよう、安全衛生管理の再点検をお願いいたします。

平成19年8月発生
 交通事故 4、 墜落 2
 爆発 2、 熱中症 2
 はさまれ・巻き込まれ 1
 飛来・落下 1
 激突され 1
 計 13

愛知労働局労働基準部安全課

目次：

健康保険小礼受給者基準収入額適用申請について	1
夏季における労災防止の徹底を	1
高齢雇用雇用継続給付の支給限度額の変更について	2
さらに便利になった電子申請	2
消えた年金記録 審査受付から1年	3
京都の夏は暑い！	3
パートタイム労働者を使用する企業の注意すべきポイント	4



人を育てる人事制度導入と賃金制度の見直し
をご検討ください。お問合せは当事務所へ！

基本手当及び高年齢雇用継続給付の支給限度額等の変更について

■雇用保険の基本手当の日額の算定の基礎となる賃金日額の範囲等については、雇用保険法の規定に基づき、毎月勤労統計の平均定期給与額の上昇し、または低下した比率に応じて毎年自動変更されているが、今般、毎月勤労統計の平成19年度の平均給与額(同年度の各月における平均定期給与額の平均額)が平成18年度の平均給与額に比して約0.6%低下したことから、この低下した率に応じて以下の引き下げを行うこととなった。

1) 基本手当の日額の最低額及び最高額等の引き下げ

基本手当日額の最高額及び最低額
 現行 変更後
 最高額: 受給資格に係る離職の日における年齢に応じ、次の通り

- ①60歳以上65歳未満
6,777円→6,741円
- ②45歳以上60歳未満
7,775円→7,730円

③30歳以上45歳未満
7,070円→7,030円

④30歳未満
最低額
1,656円→1,648円

2) 失業期間中に事故の労働による収入がある場合の基本手当の減額の算定に係る控除額の引き下げ
平成20年8月1日以後、
1,341円→1,334円

3) 高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額の引き下げ
平成20年8月以後、
339,235円→337,343円

詳しくは最寄のjハローワークにお問合せください。



さらに便利になった電子申請

提出代行に関する証明書を用了電子申請が可能になりました。

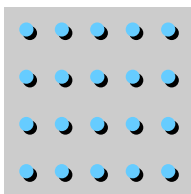
■健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(概要)

「社会保険労務士が電子申請により届書の提出に関する手続を事業主の提出に代わって行う場合には、事業主の提出代行者であることを証明することが出来るものを届書と併せて送信することで、事業主の電子署名に変えることが出来る」
この改正省令の施行により、「提出代行に関する証明書」の画像ファイルを添付することで、事業主の電子署名を省略し、社会保険労務士の電子署名のみでの電子申請が可能になりました。

また、今まで煩雑であったID・パスワードの交付申請手続きや申請時における緒パスワードの暗号化が不要になるとともに、対象手続の拡大により、さらに電子申請が便利になりました。

■共通ID・パスワードについて
共通ID・パスワードの交付を受けている事業所については、平成21年5月31日まで引き続き利用できます。なお、共通ID・パスワードの交付申請は、平成20年7月10日の労働局受付をもって終了しています。電子申請につきましては、弊所におきましても導入を進めていく予定です。ご協力をお願いいたします。





遺族年金、傷害年金等の裁定請求でお困りの方は当事務所にお問い合わせください。

消えた年金記録 審査受付1年 処理率まだ37%

「消えた年金記録」を回復するため、総務省の「年金記録確認第三者委員会」が記録訂正の受付を始めてから7月17日で丸1年になった。受付件数は4万7千件弱に上るが、どのくらい判定したかを示す処理率は37%にとどまることが分かった。スピードの遅さだけでなく、地域による審査手法のばらつきも目立つ。申請は今後も増える見込みで、体制再構築が課題になりそうだ。

訂正率や審査手法 地域で大幅ばらつき

消えた年金記録は社会保険庁の入カミスや企業担当者の横領、本人の記憶違いなどが原因とみられる。政府は領収書など保険料を納めた証拠がない人に支給の道を開くため、昨年6月に第三者委を設置し、7月から審査を始めた。第三者委が「納付した」と認めれば、記録を修正して給付を認めるよう総務省が社保長長官に斡旋する。

16日時点の第三者委の受付件数は4万6千584件。うち審査結果を出したのが1万7千362件だった。

結果の内訳は記録訂正を認めたのが7千468件で却下は9千43件。申請後に自ら取り下げたのは851件だった。却下件数が記録訂正件数を上回った。

第三者委は「明らかに不合理ではなく、一応確からしい」と判断した案件に絞って、関連資料や周辺事情を調べる。そのうえで総合的に判断して給付の是非を決める。だが実際には家計簿や通帳記録な

ど物的な証拠がないと認められにくく、「個人に過度に立証責任を押し付けている」（東京都の社会保険労務士）との見方も出ていた。

地方ごとの審査のばらつきも顕著だ。全国50の地方委員会で記録訂正に結びつけた付いた比率が高い新潟県の73%と、比率が低い福井県の9%では8倍の差がある。審査の際に申立人から意見を聞く地域と、聞かない地域がある。第三者委の梶谷剛委員長（前日本弁護士連合会会長）は地域特性はやむを得ない」と語るが、審査待ちが長引くにつれ一部地域では不満が強まりそうだ。埼玉県のある地域では、証拠探しに協力するスタッフが3回も担当替えになり、申請から6ヶ月たっても結果が出ない。

第三者委はスピードが遅い大都市部を中心に審査チームを20増やし計200体制とするほか、梶谷委員長が定期的に地方委員会を視察し審査手法の整合性をとる。保険庁の試算によれば、年金記録漏れの訂正手続によって増えた年金受給額は一人当たり年5万4千円。単純に20年年金をもらい続けるとすれば100万円ほどになる。

（2008.0718 日経新聞より）

これから被保険者の年金特別便が届きます。この機会に自分の献金加入記録をチェックしましょう。金額も記録を残しておいたほうがよさそうです。



京都の夏は暑い！

京都の歴史探訪の日帰りツアーをしてきました。

朝8時名古屋発、京都に10時半頃着いて、三条近くの先斗町の駐車場に車を入れた。まず、酢屋（海援隊の屯所として使われた）、豊臣秀次公の墓、池田屋騒動の跡、武市瑞山住居跡、料亭幾松、長州屋敷跡（京都ホテル）、本能寺（信長墓）、坂本龍馬・中岡慎太郎遭難の地、しる幸、豊国神社、島原遊郭跡、ちがいや、太鼓楼など、幕末の歴史にちなんだ土地をはじめ、戦国、戦国末期の史跡を巡りました。

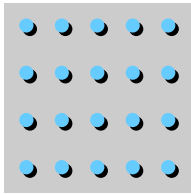
坂本龍馬や新撰組のゆかりの地を歩いてみると、思ったより近隣に、普段何気なく歩いている京都の中心に集まっているのでビックリします。

当時の交通手段を考えると、ほとんどが徒歩なので、納得が出来るのですが、実際に歩いてみると分かりません。

暑い京都を熱射病状態で歩いた記憶はいつまでも残りそうです。

「しる幸」のお屋のお弁当も、「わらじ屋」のうなぎ雑炊も大変美味でした。





■中小企業のための「人を育てる人事制度」の導入のお手伝いをしています。導入を検討中でしたらお問い合わせください。

■個別労使紛争、紛争解決手続について情報が必要な方は連絡ください。

■就業規則の無料診断を受け付けています。お気軽にお申し付けください。

■給与計算事務お引き受けいたします。このニュースについてのお問い合わせ、ご要望はFAXにて連絡ください。

ホームページが新しくなりました。
<http://sr-okajima.la.coocan.jp/>



岡嶋社会保険労務士事務所

社会保険労務士 岡嶋 義 幸

〒461-0045 名古屋市東区砂田橋3-2

103-405

TEL 052-721-3106

FAX 052-770-2058

携帯 090-8730-9726

Email: sr-okajima@river.ocn.ne.jp

<業務内容>

**** 事業の発展と勤労者の福祉の増進のために ****

- ・人事労務管理に関するコンサルティング
- ・労働基準法等に関する諸手続
- ・就業規則、給与計算等の企画・作成
- ・労働保険、社会保険に関する諸手続
- ・各種給付金、助成金の申請
- ・給与計算、賃金台帳の作成
- ・各種年金の裁定請求、審査請求、再審査請求

パートタイム労働者を使用する企業の注意すべきポイント

今年4月から施行されているパートタイム労働法について実務的対応は進んでいるでしょうか。

具体的対応について少しみてみましょう。

■就業規則について

パートタイム労働法の最も重要なテーマは「正社員と均衡の取れた待遇の確保」です。職務内容や雇用契約、勤務状況などでパートを区分して、それぞれに応じた措置をとることを求めています。「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」、「職務内容同一短時間労働者」のうち一定の期間人材活用の仕組みや運用が同じ者、「職務内容同一短時間労働者」、通常の労働者とは職務内容などが異なる一般的なパート・アルバイトなどを区分して明示し、その待遇を明らかにしなければなりません。

①昇給、賞与、退職金について打ては支給の有無について文書での明示が必要とされたため、労働条件通

知書（または就業規則）に記載することが必要となりました。

②教育訓練に関して「職務内容同一短時間労働者」に対して正社員が従事する職務の遂行に必要な能力を付与するための訓練を実施することを義務付けています。また、それ以外の訓練についても、「通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する短時間労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力及び経験に応じ」訓練の実施を求めています。

③正社員への登用は措置義務ですから、就業規則で取扱いを定めておく必要があります。

その他、労働契約書の作成や人事考課、改正最低賃金法施行の影響等考慮が必要です。

パートの労働力がますます重要な戦力になってきています。十分な能力発揮が出来るよう協力させていただきます。

就業規則の整備等、お問合せはFAXにてどうぞ。

